

令和6年3月13日午後1時10分 判決言渡し（805号法廷）

令和2年（行ウ）第36号 総長解任処分取消等請求事件

（民事第2部合議係 裁判長裁判官右田晃一、裁判官藤永かおる、裁判官市原隆一郎）

原告 名和豊春

被告 国、国立大学法人北海道大学

○ 主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

○ 判決骨子

原告は、被告北大の総長であったが、被告北大の総長選考会議は、原告の非違行為30件を認めて、文部科学大臣に原告の総長解任の申出（以下「本件解任申出」という。）をし、これを受けた文部科学大臣は、総長選考会議が認定した非違行為のうち28件を認定し、原告を被告北大の学長から解任する決定（以下「本件解任処分」という。）をしたところ、本件解任申出の手續に瑕疵は認められず、本件解任申出及び本件解任処分が認定した非違行為及び評価は正当であり、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

○ 事実及び理由の要旨

標記事件において、当裁判所がした判決の要旨は、以下のとおりである。

- 1 原告は、被告北大の総長であったが、被告北大の総長選考会議は、原告の非違行為30件を認めて、文部科学大臣に本件解任申出をした。これを受けた文部科学大臣は、総長選考会議が認定した非違行為のうち28件を認定し、原告を被告北大の学長から解任する本件解任処分をした。

本件は、原告が、総長選考会議による本件解任申出について、①手続に瑕疵があること、②解任事由である「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当しないにもかかわらずこれを認定したこと、③判断過程審査に裁量権の逸脱・濫用があること、④比例原則違反による裁量権の逸脱・濫用があることなどから違法であり、本件解任申出の違法性は文部科学大臣の本件解任処分に承継されると主張して、被告国に対し本件解任処分の取消しを求め、被告北大職員及び文部科学大臣の行為によって損害を被ったと主張して、被告国及び被告北大に対し、国家賠償法1条1項及び民法719条に基づく損害賠償請求として、連帯して損害金1466万1832円及びこれに対する不法行為の日（本件解任処分の日）である令和2年6月30日から民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 本件の争点は、(1)本件解任申出の手続に瑕疵があり、違法であると認められるか（本件解任処分はその違法性を承継するか）、(2)本件解任処分及び本件解任申出において認定された各非違行為に事実及び評価の誤りがあるか、(3)本件解任申出に裁量権の逸脱・濫用があるか（本件解任処分はその違法性を承継するか）である。

3 争点(1)（本件解任申出の手続に瑕疵があり、違法であると認められるか（本件解任処分はその違法性を承継するか））について

本件解任申出の手続に瑕疵は認められず、違法であるとは認められない。

4 争点(2)（本件解任処分及び本件解任申出において認定された各非違行為に事実及び評価の誤りがあるか。）について

本件解任処分及び本件解任申出が認定した原告の非違行為及び評価は正当である。

5 争点(3)（本件解任申出に裁量権の逸脱・濫用があるか（本件解任処分はその違法性を承継するか））について

処分認定事実の内容は、被告北大の職員に対して威圧的にふるまう、過度に叱責する、合理的な理由もなく予定をキャンセルする、不必要な業務を指示する、研究者倫理に反し著作権を侵害しかねない指示をする、合理的な理由なく前言を覆す、入札の公正さを害するような言動に及ぶ、職員倫理規定に違反する、対外的にも尊大な態度で接するなど、多岐にわたっており、また、被告北大の職員を困惑させるとともに、被告北大の信用を失墜させるものである。

そうすると、本件処分認定事実以外の2件の事実を除いても、総長選考会議が、国立大学法人北海道大学総長選考会議規定18条1項4号所定の「その他総長たるに適しないと認められるとき」に該当すると判断した評価は正当といえることができる。

そして、原告の非違行為の件数及びその内容に照らせば、本件解任処分による原告の不利益が大きいことを踏まえても、総長選考会議が「その他総長たるに適しないと認められるとき。」に該当すると認めた判断が比例原則に反するものとはいえず、本件解任申出に裁量権の逸脱・濫用は認められない。

6 結論

原告の請求はいずれも理由がない。

以 上